

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

当社では、明確に定められた社内規程に則って、業務執行を行う取締役及び執行役員で構成する経営会議で専門的見地から事案を精査し、取締役会で十分に審議を尽くした上で意思決定を行っています。取締役会は、社外取締役2名を含む13名で構成されており、子会社などを含めた当社グループ全般にかかわる重要事項を取り扱い、的確かつ迅速な意思決定と監督機能の充実を図っています。また、当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員が取締役会の決議で委嘱された職務の執行に従事するとともに、代表取締役と取締役の一部が執行役員を兼務することにより、業務執行にかかる意思決定の確実かつ効率的な実施を図るなど、取締役会の監督機能、及び業務執行機能のより一層の強化に努めています。

当社は定款において、取締役は27名以内とする旨及び取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定めています。

また、当社は、監査役設置会社であり、社外監査役2名を含む4名の監査役それぞれが大阪ガスグループの取締役の職務の執行を監査しています。これに加えて、取締役の指揮命令系統外の専従スタッフから成る監査役室(3名)を設置し、監査役の調査業務を補助することにより、監査役の監査機能の充実を図っています。

なお、社外取締役2名及び社外監査役2名と当社との間には、特別な人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はなく、高い独立性が確保されています。

内部統制システムの整備状況

内部監査部門としては監査部(21名)を設置し、年間監査計画などに基づいて、業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査し、社内組織に助言・勧告を行っています。

事業部門については、組織内部に監査人を設けるなど、監査機能や内部統制機能の充実・強化を図り、社内規程で職責権限を明確に定めた上で、事業部門への権限委譲などを行っています。あわせて、金融商品取引法に基づく財務関係にかかる内部統制の評価を実施し、経営者に報告しています。

大阪ガスグループ経営基本組織 2009年7月1日現在

